尼崎市マンション管理計画の認定等に関する要綱

（この要綱の目的）

第１条　この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号。以下「法」という。）に基づく管理計画の認定等の事務に関して必要な事項を定めることにより、マンションの管理の適正化を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴ 管理者等　法第２条第４号に規定する者をいう。

⑵ 管理計画　法第５条の 13 に規定するマンションの管理に関する計画をいう。

⑶ 認定管理者等　法第５条の 15 に規定する者をいう。

⑷ 認定管理計画　法第５条の 18 に規定する管理計画をいう。

⑸ 管理計画認定マンション　法第５条の 18 に規定するマンションをいう。

（管理計画の認定基準に係る適合確認）

第３条　法第５条の 13 第１項（法第５条の 16 第２項の規定により準用する場合を含む。）の規定により管理計画の認定の申請（以下「管理計画の認定申請」という。）をしようとする者は、管理計画の認定申請をする前に、当該管理計画が法第５条の 14 各号（第４号にあっては、法第３条第２項第３号に規定するマンション管理適正化指針に掲げる事項に限る。）に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合するものであることについて、公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）の確認を受け、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

２　前項の確認を受けようとする者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成１３年国土交通省令第１１０号。以下「省令」という。）第１条の８第１項各号に掲げる書類をセンターに提出しなければならない。

（管理計画の認定申請）

第４条　管理計画の認定申請をしようとする者は、省令第１条の８第１項に規定する別記様式（以下「別記様式」という。）第１号による申請書の正本及び副本各１通に、それぞれ省令第１条の８第１項各号に掲げる書類（前条第２項の規定によりセンターに提出したものと同じもの）及び前条第１項の規定により交付を受けた事前確認適合証を添えて市長に提出しなければならない。

（管理計画の認定）

第５条　市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

（管理計画の認定の通知）

第６条　市長は、前条の認定をしたときは、別記様式第１号の２による通知書に第４条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該認定申請をした者に通知するものとする。

（管理計画の変更の認定の申請）

第７条　認定管理者等は、法第５条の 17 第１項の規定により、法第５条の 14 の認定を受けた管理計画の変更（省令第１条の 15 に規定する軽微な変更を除く。以下同じ。）の認定の申請（以下「管理計画の変更認定申請」という。）をしようするときは、別記様式第１号の５による申請書の正本及び副本各１通に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

２　第５条及び前条の規定は、前項の管理計画の変更の認定について準用する。

（申請の取下げ）

第８条　管理計画の認定申請又は管理計画の変更認定申請をした者は、市長による管理計画の認定又は管理計画の変更の認定を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は、マンション管理計画の認定申請・変更認定申請取下届（様式１）の正本及び副本各１通を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第９条　市長は、管理計画の認定申請又は管理計画の変更認定申請に係る管理計画が認定基準に適合しない場合は、マンション管理計画を認定しない旨の通知書（様式２）により申請者に通知するものとする。

（軽微な変更）

第１０条　認定管理者等は、認定管理計画につき省令第１条の 15 各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届（様式３）の正本及び副本各１通に、それぞれ省令第１条８第１項各号に掲げる書類で認定管理計画の変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

（管理の取りやめ）

第１１条　認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（様式４）の正本及び副本各１通に、第６条（第７条第２項の規定により準用する場合を含む。）に規定する通知書並びに第４条又は第７条第１項に規定する申請書の副本及びその添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（報告の徴収）

第１２条　法第５条の 18 の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について、市長が認定管理者等に報告を求める場合は、様式５により行うものとする。

２　認定管理者等が前項の求めに応じて行う報告は、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書（様式６）により行わなければならない。

（改善命令）

第１３条　法第５条の 19 に規定による改善命令は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書（様式７）により行うものとする。

（管理計画の認定の取消し）

第１４条　法第５条の 20 第２項の規定による管理計画の認定の取消しの通知は、認定管理計画の認定取消通知書（様式８）により行うものとする。

（認定の証明）

第１５条　認定管理者等は、法第５条の 14 の認定（法第５条の 17 第１項の変更を含む。）の証明を求める場合は、証明願（様式９）を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明書（様式 10）により認定管理者等に証明するものとする。

（施行の細目）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、主管部長が定める。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和６年６月 24 日から施行する。

付　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。